

2011（平成23）年度事業計画

社団法人 日本複写権センター

社団法人日本複写権センター(以下、センターという)は、書籍、雑誌、新聞等の著作物の複写等に係る権利の保護と公正な複写利用の促進を目的として1991（平成3）年に設立されて以来、著作権の管理事業を通じて、学術・文化振興の一翼を担ってきた。

しかし、急速な技術進歩と情報化社会への移行、国内外における著作物の利用環境の大きな変化等に直面し、様々な課題への対応が急務とされている。

このような状況下において、センターが更に重要な役割を担っていくため、以下に重点事業を定めると共に、定款に定める各種事業を実施する。

<重点事業>

1. 公益法人制度改革への対応

著作権等管理事業を通じ、不特定かつ多数の者の利益増進に寄与することを目的として、公益社団法人への移行認定に必要な手続を行うことを目指す。

2. 基幹システムの構築とウェブサイトの機能拡大

センターの管理事業の効率的で精度の高い運用を行ない、且つ、公益社団法人として公正な会計システムを導入するため、契約者から提供された基本情報、使用料の請求・入金データ、権利者への分配を一括管理できる基幹システムの再構築を行なう。

また、ホームページについては、包括的な著作物複写利用許諾契約締結や個別許諾申請に役立つ情報を追加し、前項に掲げた情報提供と相俟って、公益目的に適った総合的な情報発信を行なえるよう、機能拡充を行う。

3. 電子出版等の新しい情報技術への対応のための調査・研究

情報技術の革新に伴って著作物の利用態様や流通形態が急速に変化する状況に鑑み、センターの事業の将来的見通しに資するため、著作物の電子化についての調査・研究に着手する。

<経常事業>

I. 複写等の権利行使の委託を受けた著作物複写等利用許諾契約の締結、使用料の徴収、分配に関する事業

1. 委託管理著作物の拡充

管理著作物の拡充によって著作物の円滑な複写利用に資するため、会員団体と連携して権利者からの複写権の管理委託を促進する。

2. 著作物複写利用許諾契約手続きの簡便化

企業等で行われる組織内部での利用を目的とした著作物等の複写利用のための契約締結手続について、さらに簡便化を進めるため、関係権利者との連携を図る。

3. 複写利用許諾契約締結の促進

企業、団体、官公庁、地方自治体、各種教育機関等における日常業務の中で、無許諾で行われていると思われる著作物の複写利用の適正化等のため、これらの組織との「著作物複写利用

許諾契約」の締結促進に向け、積極的な施策を講じていく。

4. 複写使用料の徴収

国内外の不安定な経済状況やセンターの許諾範囲の再明確化等によって著作物複写利用許諾契約者数への影響が考えられるものの、現行使用料規程に基づく新規契約締結を促進することで、本年度複写使用料徴収目標額を2億円とする。

5. 実態調査方法の改善

著作物複写利用許諾契約に基づいてセンターが受領する複写使用料をより公正に分配するため、今まで以上に契約者の協力を得て、精度の高い実態調査を行う。

6. 複写使用料の分配

2010（平成22）年度分として徴収した、著作物複写等利用許諾に係る個別契約及び包括許諾契約に基づく複写使用料、ならびに、財団法人大宅壮一文庫、独立行政法人科学技術振興機構及び他の文献複写等のサービスを行っている事業者による複写使用料を、それぞれの利用に関する調査データ、使用実績報告等に基づき、2011年度末に各会員団体に分配する。

7. 使用料規程の見直し

権利者が複写権の管理を委託し易い基盤を整え、センターの管理著作物を拡充し、併せて海外の複写権管理団体との双務協定締結の環境整備を進めるため、センターの現行使用料規程の改定に向け、引き続き積極的な検討を進める。

8. 国外複写権管理団体との双務協定締結の促進

国内著作物だけではなく国外著作物の複写利用も頻繁に行われていること、また、日本の著作物が国外で複写利用されていることに鑑み、国境を越えた著作物の複写利用について、国外RRO（複写権管理団体）との間で相互に複写権を管理する双務協定が締結できるよう、国内の環境整備を促進していく。

II. 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業

1. 利用者への思想普及・啓発活動

(1) センターの自主事業

著作物の複写利用に伴う問題等について一般への周知を図り、権利処理手続が必要であることの理解を得るため、広報宣伝活動を積極的に展開するほか、以下のツールを有効活用する。

- 日本複写権センターの概要
- 日本複写権センターニュース No.19
- 著作物複写利用に関する啓発パンフレット
- 日本複写権センターの認知度アップのためのノベルティ
- インターネット・ホームページ

(2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

文化庁著作権セミナーへの協賛団体としての参加、同庁の著作権教育連絡協議会の一員として他の協議会会員団体と協調して普及啓発活動への参加、著作権情報センターの正会員として同センターの著作権普及・啓発活動への協力を継続するほか、国内外のセミナーや研修会等に講師派遣を行う等の活動を行う。

(3) 照会への対応

著作物の複写利用等に関する締約者及び一般からの電話や電子メールによる照会に対し、センターの管理事業、必要な権利処理手続き等の説明や回答を通じて複写権の周知・啓発を図ると共に、他の問い合わせ先の紹介、適切なアドバイス等を行う。

2. 調査研究

国内及び国外の著作権法制、著作権の集中管理の動向等、センターの事業に関連する分野の状況について、国内外の関係団体とも情報交換をしながら、必要に応じた調査研究を行なう。

Ⅲ. その他目的を達成するために必要な事業

1. 複写権管理機構国際連合（IFRRO）との連携

国外 RRO との双務協定締結、著作物の新しい利用方法の出現と進展に対応するため、IFRRO の会員団体としてその活動に積極的に参加する。

2. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

権利者側 6 団体と図書館側 5 団体の「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」における、著作物の利用範囲等に関する運用基準の策定等に関する協議に引き続き参加し、センターの複写権管理業務に関わる事項について、権利者と共に対処策を講じていく。

以上